

令和５年度第２回福岡市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時：令和５年 12 月 22 日（金）15：00～16：00

場 所：福岡市役所 ９階 顧問室

出席者：委員 日下部 隆也、山崎 龍二、
市原 礼子、中村 朗、
河谷 はるみ、塚本 なぎさ、
坂本 憲治、林 紀子、
松岡 淳

委員代理出席 赤松 賢人

事務局 福祉局高齢社会部高齢社会政策課

●事務局：皆さま、こんにちは。福岡市高齢社会福祉政策課長の福留でございます。よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただ今から、令和５年度第２回福岡市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。私は本協議会の事務局を担当いたします福岡市福祉局高齢社会政策課長の福留でございます。皆様におかれましては、年末のご多忙の中、協議会の開催にご協力賜りまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の出席委員数でございますが、本協議会の委員 11 名のうち 9 名のご出席をいただいております。うち会場には、会長である高齢社会部長の林が 1 名参加、残りの 8 名はオンラインでご参加いただいております。定足数である過半数に達しておりますので、福岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 5 条第 4 項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

なお、オンライン参加の皆様へのお願いですが、カメラは原則としてオンにさせていただくと共に、発言時以外のマイクの停止（ミュート）にご協力願います。また、発言時は、冒頭でお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、本協議会は設置要綱第 5 条第 8 項の規定により、原則として公開となっておりますが、一部非公開といたします。非公開の理由につきましては後程ご説明します。なお、現時点で傍聴の方は会場にいません。

次に議事録の公開についてです。また、本日のご発言につきましては事務局の方で議事要旨を作成し、委員の皆さまに内容をご確認いただいたあと、市のホームページで公開することとしておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして、委員の紹介でございますが、前回の協議会から、委員の変更はございませんので、省略させていただきます。事前にお配りしております資料に、委員名簿がございますので、名簿にてご確認ください。なお、本日ご欠席の連絡を事前に頂いた委員の方が 2 名います。公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長の古賀委員と九州運輸局 福岡運輸支局 首席運輸企画専門官の辻

委員は本日欠席でございます。九州運輸局 福岡運輸支局 輸送部門から赤松様に代理出席いただいております。

●事務局：それでは本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料は郵送および電子メールにて送付しておりますのでご覧ください。まず、「会議次第」「福岡市福祉有償運送運営協議会委員名簿」「福岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱」、続きまして、資料 1「対価の額の変更に関する審議願い提出申請者の団体概要」。次に参考資料として、参考資料 1「福岡市の福祉有償運送団体」、参考資料 2「福岡市有償運送運営協議会運営指針」、参考資料 3「福祉有償運送ガイドブック」、参考資料 4「福岡市におけるタクシー運賃」、参考資料 5「福岡市福祉有償運送運営協議会申し合わせ事項」でございます。なお、前回に開催した協議会でお配りした資料と同じ資料は、委員名簿、設置要綱、参考資料のうち 2、3、5 となっております。

それではこれからの会議の進行につきましては、本協議会会長である林が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●会長：皆さま、こんにちは。林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず「3 協議事項」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局：事務局の福祉局高齢社会政策課の長谷川と申します。本日の協議事項は、「対価の額の変更について」でございます。参考資料 2 でお配りしています「福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針」に置いて、運営協議会の合意事項として、「道路運送法第 79 条の 8 に規定する旅客から収受する対価の額（変更しようとする場合も同様とする）」と定めておりますため、協議するものでございます。それでは、協議の進め方についてご説明いたします。今回、福祉有償運送について、対価の額を変更するために「2 事業者」から、当協議会において審議するよう申出がっております。これから、団体のヒアリングを実施いたします。団体の参加者はオンラインもしくは会場での参加となります。ヒアリングにつきましては、対価の額の変更を希望する 2 団体の説明者に順次入室いただき、まず、事業者から申請の理由を説明、次に、事務局から資料 1 により当該団体の概要を簡単に説明しましたのち、委員各位より事業者に対し質疑を行っていただきます。対価の額の妥当性については、お配りしています参考資料をもとにご検討いただければと存じます。登録の更新の団体のヒアリングが終了しましたら、団体の方はご退室いただき、その後、委員の皆様で登録更新についてのご協議を行っていただき、その結果を私どもが団体へお伝え致します。なお、ヒアリング及び審査については、当該事業者および関係者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、福岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 5 条第 8 項の規定に基づき、非公開とさせていただきます。以上でございます。

●会長：ありがとうございます。皆さま、進行についてご質問はございませんでしょうか。

それでは（1）「対価の額の変更」に進ませていただきます。対価の額の変更

については、2団体から申請が行われております。団体のヒアリング及び審議に入りますので、ここから先は先ほど事務局から説明がありましたとおり非公開と致します。

協議事項（１）「対価の額の変更について」

（特定非営利活動法人 訪問歯科介護研究会）

～ヒアリング～

（一般社団法人 錬身会 楽シィー）

～ヒアリング～

●会長：それでは、最後に「3 その他」に入らせていただきます。事務局より報告等があるということですので、説明をお願いします。

●事務局：それでは、事務局より2点ご報告させていただきます。1点目は、毎年開催しております運転者講習会でございます。第1回目につきましては11月25日・26日の二日間で開催いたしました。次回の開催日は、3月9日（土）10（日）に開催を予定しておりますので各団体様へ周知しております。

2点目は、登録団体の特定非営利活動法人 ステップ福岡 様が11月30日をもって福祉有償運送の業務廃止をされたと報告がありましたのでお伝えいたします。その他につきましては以上でございます。

●委員：廃止されたのはどの団体ですか。参考資料1「福岡市の福祉有償運送団体」の一覧の番号をお願いします。

●事務局：団体一覧の2番のステップ福岡でございます。

●委員：前回の運転手講習会は何人参加されましたか。

●事務局：7名参加しています。

●会長：他にご質問ありますか。中村委員をお願いします。

●委員：前回の会議の時に講習会の金額が15,000円で高く抵抗があるため、受講しやすいように補助などを検討するようなニュアンスで話した覚えがあるが、その点で改善は進んでいるのでしょうか。

●会長：事務局より説明をお願いします。

●事務局：福岡市の登録団体の受講料は1,000円であり、それ以外の一般の方は受講料が15,000円かかります。補足ですが、昨年から新規登録予定団体からの受講の申請の場合、ある程度新規登録の申請書類がそろっており、登録の意思が確認できた場合、登録団体と同じ金額で受講することができます。前回の協議会で補足ができておりませんでした。

●会長：ありがとうございます。

●委員：ステップ福岡さんの廃止の説明がありましたが、利用者の方々の代替

の交通の引継ぎはできているのでしょうか。

●会長：事務局よりお願いします。

●事務局：引継ぎを完了していると報告を受けております。

●会長：他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の協議はこれで終了とさせていただきます。本日の議事は終了いたしましたして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

●委員：「3 その他」は事務局からの説明の「その他」で、委員の発言の「その他」ではないのでしょうか。

●会長：申し訳ございません、何かございましたら、どうぞお願いいたします。

●委員：運営協議会の責任者は林様でよろしいでしょうか。

●会長：会長ということで承っております。

●委員：協議会の意義をもう一度再考していただいて、協議会開催するにあたって、本人都合による欠席は仕方ないとしても、ほかは全員が参加するような形で開催していただきたいと考えます。日程の都合がつかない人を「欠席で仕方ない」として開催日を決めるのはいかがなものと思います。今後もそのような形で開催されるのでしょうか。もう 1 点あります。8 月に開催された協議会の議事録の公開について簡素化しすぎではないでしょうか。もっと発言した内容があったはずです。議事録をもっと明確明瞭公正に公表したいと思っております。

●会長：2 点でございますね。まず事務局の方から説明をお願いします。

●事務局：事務局の担当課長をしている高齢社会政策課の福留でございます。中村委員ご意見ありがとうございます。会議の開催については、全員参加できる形で日程調整できるように努めています。今後とも、委員の皆様には、早めに調整のご案内をまいります。また、議事録について前回の協議会の発言については、重複しているような箇所を省いて要約して確認の依頼を行った次第ですが、今後は、発言された内容そのままに近い形で確認依頼をさせていただくことは可能です。

●委員：議事録については今の発言では納得できません。議事録は公平なものなので一言一句誰がどう発言したか載せないと、どのような意図で発言したとわかるようにするべきです。今回確認依頼のあった議事録では市のご都合主義で載せているように思われます。それぞれの立場を理解するには一言一句載せるほうがいいと思います。

●会長：ありがとうございます。まず、委員の皆様のご参加についてですがご指摘のあった通り、会議の日程調整については、できるだけ全員が参加できるようにするのが望ましいと思っております。委員の皆様はお忙しいと思いますので、全員が出席できる日というのは難しいかもしれませんが、事前に調整し、できるだけ全員参加できるよう事務局にお願いします。また、議事録については、きちんと委員の皆様が言われた主旨が伝わるようにとのことで、大事なことだと思います。発言内容については事前に委員の皆様にもきちんと確認の

お願いをしながら適正に対応していけたらと思います。中村委員ご意見ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

●委員：先日、福岡市の別の協議会で、議事録はマイクを使用してそれが一言一句漏れないということでした。そのようなやり方もあるので利用したらいいと思います。

●会長：事務局から何かありますか。

●事務局：特にありません。

●会長：今は色々と録音の機材もありますので、ご指摘いただいたように適切に行えるようにそのようなマイクなどを活用できればと思います。この議事録の件は、他の委員の皆様も同意いただけることでよろしいでしょうか。

●全委員：(特に意見なし。)

●会長：議事録につきましては必要な内容が公開できるように事前確認していただき事務を努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

●会長：その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

●会長：それでは、本日の協議はこれで終了とさせていただきます。以上で、本日の議事を終了し、進行を事務局にお返ししたいと思います。

●事務局：委員の皆様お疲れ様でした。事務局としても、引き続き福祉有償運送の適正な運営に一層努力してまいります。

今後の運営協議会の開催予定ですが、新規の2団体より、詳細は未定ですが令和6年度に事業開始を希望している旨のご連絡をいただいております。新規の登録及び登録の更新の際には、本協議会において協議を行い、必要な協議が整ったことを証する書類の交付が必要となりますので、新規登録及び更新の申請があった場合は、それぞれ、事業開始あるいは登録期限の2カ月前を目途に、本協議会を開催する必要があると思います。

また、令和6年4月に、一般社団法人 れいぱす 様、及び 令和6年5月に特定非営利活動法人 みんなのプロジェクト 様が登録期限を迎える予定であり、登録更新の申請が見込まれます。

そのため、今後の見込みとして、来年、令和6年2月～3月ごろに開催予定としております。日程調整については、早めにご相談させていただきたく存じます。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

これをもちまして、令和5年度第2回福岡市福祉有償運送運営協議会を閉会します。

本日また、本年中共に委員の皆様の中には年末年始においてもお仕事のご予定のある方もいらっしゃるかと存じますが、よい新年を迎えられますことを願っております。誠にどうもありがとうございました。

令和5年度 第2回 福岡市福祉有償運送運営協議会

日 時：令和5年12月22日（金）15:00～

会 場：福岡市役所 9階 顧問室

開催方法：オンライン開催

会 議 次 第

1 開会

2 委員紹介

3 協議事項

（1）対価の額の変更について

4 その他

【配布資料】

○福岡市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○福岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱

○資料1：対価の額の変更に関する審議願い提出申請者の団体概要等

- ・参考資料1：福岡市の福祉有償運送団体
- ・参考資料2：福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針
- ・参考資料3：福祉有償運送ガイドブック
- ・参考資料4：福岡市におけるタクシー運賃
- ・参考資料5：福岡市福祉有償運送運営協議会申し合わせ事項

福岡市福祉有償運送運営協議会 委員名簿

(任期 令和4年10月31日～令和6年10月30日)

区 分	氏 名	職 名
福岡市長が指名する職員 (福祉関係)	はやし のりこ 林 紀子	福祉局高齢社会部 部長
福岡市長が指名する職員 (交通関係)	まつおか あつし 松岡 淳	福岡市住宅都市局都市計画部 部長
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	くさかべ たかなり 日下部 隆也	一般社団法人 福岡市タクシー協会 経営委員長 理事 (日新交通株式会社 代表取締役)
住民代表	やまさき りゅうじ 山崎 龍二	福岡市民生委員児童委員協議会 常任理事
福祉有償運送の利用が想定される者 (障がい者代表)	いちはら れいこ 市原 礼子	NPO法人 福岡市障害者関係団体協議会 理事
福祉有償運送の利用が想定される者 (高齢者代表)	こが こうそう 古賀 興三	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長
九州運輸局長が指名する職員	つじ みきよし 辻 美貴善	九州運輸局 福岡運輸支局 首席運輸企画専門官
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	なかむら あきら 中村 朗	全国自動車交通労働組合総連合 福岡地方連合会 執行委員長
学識経験者	かわたに はるみ 河谷 はるみ	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科 教授
ボランティア団体代表	つかもと なぎさ 塚本 なぎさ	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係
福岡市内において現に福祉有償運送を行っている団体	さかもと けんじ 坂本 憲治	NPO法人 Wall Less Japan 理事長

※当該設置要綱に記載の順による

福岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、福岡市の住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価、その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- 一 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価並びに輸送の安全の確保及び利用者利便の確保措置に関する事項
- 二 法第79条の12第4号の規定による合意の解除に関する事項
- 三 協議会の運営方法その他の福祉有償運送に関し、協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- 一 福岡市長が指名する職員
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民代表
- 四 福祉有償運送の利用が想定される者
- 五 九州運輸局長が指名する職員
- 六 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 七 学識経験者
- 八 ボランティア団体代表
- 九 福岡市内において現に福祉有償運送を行っている団体

(任期、非常勤)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期はその職にある期間とする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は非常勤とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、福岡市職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 5 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長及びあらかじめ会長が指名する者が協議して決定することができるものとする。
- 6 協議会の委員が所属する団体による福祉有償運送の登録等に関する協議を行う場合、当該委員は議事決定に関与できないものとする。
- 7 特定非営利活動法人等による福祉有償運送の登録等に関する協議を行う場合、協議会は当該団体の代表者を協議会に参加させ、意見を聴取することとする。
- 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 9 協議会の庶務は、福岡市福祉局において処理する。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が整った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月 6日から施行する。

この要綱は、平成20年 8月 6日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

対価の額の変更に関する審議願い提出申請者の団体概要等

番号	団体名	該当ページ
1	特定非営利活動法人 訪問歯科介護研究会	1～4
2	一般社団法人 錬身会 楽シィー	5～8

福祉有償運送 登録の更新 申請事業者概要

項 目	回	答	欄
団 体 名	特定非営利活動法人 訪問歯科介護研究会		
設立年月日	平成17年9月27日	福祉有償運送 初回登録年月日	平成25年10月9日
		登録の有効期限	令和6年10月8日
所 在 地	福岡市東区千早4丁目21-55-411		
代 表 者	代表理事 岩崎 勝彦		

項 目	回 答	欄
運 送 の 目 的	要介護・要支援者や障がい者を対象に通院移送サービスを行うことを目的とする。	
旅 客 数	38 人	
車 両 保 有 台 数	・福祉車両 0 台	・セダン型車両 0 台
持 込 車 両 台 数	・福祉車両 0 台	・セダン型車両 2 台
運 転 免 許 の 種 別	・普通1種 2 人	・普通2種 0 人
損 害 賠 償 措 置	対人：無制限 対物：無制限 人身傷害保険及び搭乗者傷害保険への加入あり	
運 送 地 域	福岡市内	
運 送 頻 度	77回/月（R5年4月～R5年9月までの月平均）	
運 送 の 対 価	初乗料金：450円（2kmまで） 以降加算：150円/km	
料 金 算 定 根 拠	運送距離に応じて、概ねタクシーの1／2程度	
運送の対価以外の対価	特になし	
会 費	年会費 4,000円	
料 金 変 更 の 理 由	ガソリン代の高騰	

1

改定案

利用運賃及び料金一覧

●運送料金

- ・初乗り2キロまでを 450 円とし、その後1キロにつき150円
利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。

- ・迎車時 0円

利用の連絡を受けて、利用会員宅まで迎えに行く際の料金になります。

- ・介助料金 0円

※利用にあたり、介助料金として実費分のご負担をいただくこととなります。

運送料金比較表（消費税込み）

乗車距離	特定非営利活動法人 訪問歯科介護研究会		
	運賃（150 円/km）	迎車料金	合計
2km まで	450 円	0 円	450 円
2～3km 未満	600 円	0 円	600 円
3～4km 未満	750 円	0 円	750 円
4～5km 未満	900 円	0 円	900 円
5～6km 未満	1,050 円	0 円	1,050 円
6～7km 未満	1,200 円	0 円	1,200 円
7～8km 未満	1,350 円	0 円	1,350 円
8～9km 未満	1,500 円	0 円	1,500 円
9～10km 未満	1,650 円	0 円	1,650 円
}	}		
19～20km 未満	3,150 円	0 円	3,150 円

●会費

- ・年会費 4,000 円

会費については、福祉有償運送に係る通信費等の活動実費分とする。

現行

利用運賃及び料金一覧

●運送料金

- ・初乗り 2 キロまでを 400 円とし、その後 1 キロにつき 120 円
利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。

運送料金比較表（消費税込み）

乗車距離	特定非営利活動法人 訪問歯科介護研究会		
	運賃（120 円/km）	迎車料金	合計
2 km まで	400 円	0 円	400 円
2～3キロ未満	520 円	0 円	520 円
3～4 キロ未満	640 円	0 円	640 円
4～5 キロ未満	760 円	0 円	760 円
5～6 キロ未満	880 円	0 円	880 円
6～7キロ未満	1,000 円	0 円	1,000 円
7～8キロ未満	1,120 円	0 円	1,120 円
8～9キロ未満	1,240 円	0 円	1,240 円
9～10 キロ未満	1,360 円	0 円	1,360 円
}	}		
19～20 キロ未満	2,560 円	0 円	2,560 円

●会費（消費税込み）

- ・年会費 4,000 円（1 年更新）
 - ・会費については、福祉有償運送に係る通信費等の活動実費分とする。

【訪問歯科介護研究会】利用料金表

(1) 改定

	2kmまで	3km未満	4km未満	5km未満	6km未満	7km未満	8km未満	9km未満	10km未満	11km未満	12km未満	13km未満	14km未満	15km未満
タクシー料金(A)	990	1,310	1,550	1,870	2,190	2,510	2,750	3,070	3,390	3,710	3,950	4,270	4,590	4,830
利用料金(B)	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	1,650	1,800	1,950	2,100	2,250	2,400
割合(B/A)	45.5%	45.8%	48.4%	48.1%	47.9%	47.8%	49.1%	48.9%	48.7%	48.5%	49.4%	49.2%	49.0%	49.7%

	16km未満	17km未満	18km未満	19km未満	20km未満	21km未満	22km未満	23km未満	24km未満	25km未満	26km未満	27km未満	28km未満	29km未満
タクシー料金(A)	5,150	5,470	5,790	6,030	6,350	6,670	6,990	7,230	7,550	7,870	8,190	8,430	8,750	9,310
利用料金(B)	2,550	2,700	2,850	3,000	3,150	3,300	3,450	3,600	3,750	3,900	4,050	4,200	4,350	4,500
割合(B/A)	49.5%	49.4%	49.2%	49.8%	49.6%	49.5%	49.4%	49.8%	49.7%	49.6%	49.5%	49.8%	49.7%	48.3%

(2) 現行

	2kmまで	3km未満	4km未満	5km未満	6km未満	7km未満	8km未満	9km未満	10km未満	11km未満	12km未満	13km未満	14km未満	15km未満
タクシー料金(A)	990	1,310	1,550	1,870	2,190	2,510	2,750	3,070	3,390	3,710	3,950	4,270	4,590	4,830
利用料金(B)	400	520	640	760	880	1,000	1,120	1,240	1,360	1,480	1,600	1,720	1,840	1,960
割合(B/A)	40.4%	39.7%	41.3%	40.6%	40.2%	39.8%	40.7%	40.4%	40.1%	39.9%	40.5%	40.3%	40.1%	40.6%

	16km未満	17km未満	18km未満	19km未満	20km未満	21km未満	22km未満	23km未満	24km未満	25km未満	26km未満	27km未満	28km未満	29km未満
タクシー料金(A)	5,150	5,470	5,790	6,030	6,350	6,670	6,990	7,230	7,550	7,870	8,190	8,430	8,750	9,310
利用料金(B)	2,080	2,200	2,320	2,440	2,560	2,680	2,800	2,920	3,040	3,160	3,280	3,400	3,520	3,640
割合(B/A)	40.4%	40.2%	40.1%	40.5%	40.3%	40.2%	40.1%	40.4%	40.3%	40.2%	40.0%	40.3%	40.2%	39.1%

※タクシー料金は令和5年8月1日以降(料金改定後)の金額。

福祉有償運送 登録の更新 申請事業者概要

項 目	回 答 欄		
団 体 名	一般社団法人 錬身会 楽シー		
設立年月日	平成28年11月24日	福祉有償運送 初回登録年月日	平成29年11月8日
		登録の有効期限	令和7年6月18日
所 在 地	福岡市西区上山門1-4-7		
代 表 者	許山 雅		

項 目	回 答		欄
運 送 の 目 的	地域の高齢者、障がい者、病弱者に対する各種事業、利用者及びその家族の日常生活の為に支援に関する事業等を行い、利用者が豊かな人間性を維持し安全で安心した生活を送ることができるように支援していくことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。		
旅 客 数	96 人		
車 両 保 有 台 数	・福祉車両 4 台	・セダン型車両 台	
持 込 車 両 台 数	・福祉車両 台	・セダン型車両 台	
運 転 免 許 の 種 別	・普通1種 4 人	・普通2種 1 人	
損 害 賠 償 措 置	対人無制限 対物1,000万円 人身傷害3,000万円		
運 送 地 域	福岡市内		
運 送 頻 度	194回/月（R5年4月～R5年9月までの月平均）		
運 送 の 対 価	初乗料金：450円（最初の2 k mまで） 以降加算：150円/km		
料 金 算 定 根 拠	運送距離に応じて、概ねタクシーの1 / 2程度		
運送の対価以外の対価	待機料金：500円/15分毎 介助料金（車いすのみ）：500円 同乗者：100円（2 k m以上のみ）		
会 費	年会費 1,500円		
料 金 変 更 の 理 由	ガソリン代・物価高騰により運営状況が厳しくなってきたため		

利用運賃及び料金一覧

●運送料金

・初乗り運賃 450 円

・走行1キロあたり 150 円

利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。

・待機時料金 500 円/15 分毎

待機希望の時に待ち時間で算定します。

・介助料金（車椅子のみ） 500 円

※介助希望の場合、介助料金として実費分のご負担をいただくことになります。

・同乗者 100 円

※2 キロ以上の場合で同乗者がいた場合のみ

運送料金比較表

乗車距離	一般社団法人 鍊身会 楽シー		
	運賃（150 円/km）	迎車料金	合計
最初の2km まで	450 円	0 円	450 円
3 km	600 円	0 円	600 円
5 km	900 円	0 円	900 円
10 km	1650 円	0 円	1650 円
20 km	3150 円	0 円	3150 円

●会費

・年会費 1500 円

（内容）

① 事務所維持費

●運送料金

- 利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。

- 利用の依頼を受けて、利用会員宅まで迎えに行く際の料金になります。

- ※介助希望の場合、介助料金として実費分のご負担をいただくことになります。

- ※2 キロ以上の場合で同乗者がいた場合のみ

乗車距離	一般社団法人 鍊身会 楽シー		
	運賃 (100 円/km)	迎車料金	合計
最初の2km まで	400 円	0 円	400 円
3 km	520 円	0 円	520 円
5 km	760 円	0 円	760 円
10 km	1360 円	0 円	1360 円
20 km	2560 円	0 円	2560 円

(別途消費税)

・年会費 1,000 円（税別）
（内容）

- 7

【楽シー】利用料金表

(1) 改定

	2kmまで	3kmまで	4kmまで	5kmまで	6kmまで	7kmまで	8kmまで	9kmまで	10kmまで	11kmまで	12kmまで	13kmまで	14kmまで	15kmまで
タクシー料金(A)	990	1,310	1,550	1,870	2,190	2,510	2,750	3,070	3,390	3,710	3,950	4,270	4,590	4,830
利用料金(B)	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	1,650	1,800	1,950	2,100	2,250	2,400
割合(B/A)	45.5%	45.8%	48.4%	48.1%	47.9%	47.8%	49.1%	48.9%	48.7%	48.5%	49.4%	49.2%	49.0%	49.7%

	16kmまで	17kmまで	18kmまで	19kmまで	20kmまで	21kmまで	22kmまで	23kmまで	24kmまで	25kmまで	26kmまで	27kmまで	28kmまで	29kmまで
タクシー料金(A)	5,150	5,470	5,790	6,030	6,350	6,670	6,990	7,230	7,550	7,870	8,190	8,430	8,750	9,310
利用料金(B)	2,550	2,700	2,850	3,000	3,150	3,300	3,450	3,600	3,750	3,900	4,050	4,200	4,350	4,500
割合(B/A)	49.5%	49.4%	49.2%	49.8%	49.6%	49.5%	49.4%	49.8%	49.7%	49.6%	49.5%	49.8%	49.7%	48.3%

(2) 現行

	2kmまで	3kmまで	4kmまで	5kmまで	6kmまで	7kmまで	8kmまで	9kmまで	10kmまで	11kmまで	12kmまで	13kmまで	14kmまで	15kmまで
タクシー料金(A)	990	1,310	1,550	1,870	2,190	2,510	2,750	3,070	3,390	3,710	3,950	4,270	4,590	4,830
利用料金(B)	400	520	640	760	880	1,000	1,120	1,240	1,360	1,480	1,600	1,720	1,840	1,960
割合(B/A)	40.4%	39.7%	41.3%	40.6%	40.2%	39.8%	40.7%	40.4%	40.1%	39.9%	40.5%	40.3%	40.1%	40.6%

	16kmまで	17kmまで	18kmまで	19kmまで	20kmまで	21kmまで	22kmまで	23kmまで	24kmまで	25kmまで	26kmまで	27kmまで	28kmまで	29kmまで
タクシー料金(A)	5,150	5,470	5,790	6,030	6,350	6,670	6,990	7,230	7,550	7,870	8,190	8,430	8,750	9,310
利用料金(B)	2,080	2,200	2,320	2,440	2,560	2,680	2,800	2,920	3,040	3,160	3,280	3,400	3,520	3,640
割合(B/A)	40.4%	40.2%	40.1%	40.5%	40.3%	40.2%	40.1%	40.4%	40.3%	40.2%	40.0%	40.3%	40.2%	39.1%

※タクシー料金は令和5年8月1日以降(料金改定後)の金額。

福岡市の福祉有償運送団体

整理 番号	法人名	団体 種別	事務所 所在区	初回登録日	更新 回数	登録期限
1	NPO法人 コットン・ハート	NPO	南区	H19.10.5	4	R6.10.4
2	NPO法人 通院送迎センター「ステップ福岡」	NPO	早良区	H19.10.5	4	R6.10.4
3	NPO法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	NPO	博多区	H19.10.5	4	R6.10.4
4	NPOじょうわ	NPO	城南区	H25.10.3	3	R6.10.2
5	NPO法人 Wall Less Japan	NPO	城南区	H25.10.3	3	R6.10.2
6	特定非営利活動法人 訪問歯科介護研究会	NPO	東区	H25.10.9	3	R6.10.8
7	NPO法人 福岡市視覚障害者サポートセンター	NPO	中央区	H25.10.25	3	R6.10.24
8	NPO法人 明日へ	NPO	城南区	H26.6.19	3	R7.6.18
9	一般社団法人 鍊身会 楽シー	一社	西区	H29.11.8	2	R7.11.7
10	特定非営利活動法人 バリアフリー	NPO	中央区	H30.10.16	1	R8.10.15
11	医療法人 ながら医院	医	博多区	R1.7.9	1	R5.12.14
12	NPO法人 福岡視覚障がい者支援センターこころ	NPO	中央区	R2.12.1	1	R7.11.30
13	一般社団法人 れいぱす	一社	南区	R4.4.22	0	R6.4.22
14	特定非営利活動法人 みんなのプロジェクト	NPO	早良区	R4.5.10	0	R6.5.10
15	一般社団法人 アンサンブル	一社	西区	R5.3.14	0	R7.3.14

福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針

福岡市福祉有償運送運営協議会

平成18年10月31日

平成20年 8月 6日改正

平成24年 8月28日改正

平成25年 8月27日改正

平成26年 4月23日改正

平成27年 7月30日改正

平成28年 5月11日改正

平成29年 8月31日改正

平成30年 9月 5日改正

令和 3年 8月26日改正

令和 4年10月14日改正

1. 目的

本指針は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定められた、NPO法人等による要介護認定を受けた者や身体障害者手帳を交付された者等を運送する自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る、同法第79条の登録に先立ち必要とされる、同法79条の4第1項第5号に係る福岡市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2. 運送主体（法第78条第2号・規則第48条）

単独では公共交通機関の利用が困難な者を対象として、福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「運送主体」という。）は、営利を目的としない法人であり、当該福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外にあたるものでないことを条件とする。

なお、運送主体としての非営利法人としては、次に掲げる法人とする。

- ① 特定非営利活動法人
- ② 一般社団法人又は一般財団法人
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定

する認可地縁団体

- ④ 農業協同組合
- ⑤ 消費生活協同組合
- ⑥ 医療法人
- ⑦ 社会福祉法人
- ⑧ 商工会議所
- ⑨ 商工会
- ⑩ 営利を目的としない法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

【運送主体の介護保険請求】

福祉有償運送では、介護保険の乗降介助等については、原則として請求できない。

3. 運送の対象（法第79条の2第1項第4号）

運送の対象となる者は、あらかじめ会員として登録された以下に掲げる者及びその介助者又は付添人とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項にいう「要介護認定を受けている者」
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項にいう「要支援認定を受けている者」
- ④ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項にいう「障害児」
- ⑤ 療育手帳（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の交付を受けた「知的障害者」
- ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条にいう「精神障害者」
- ⑦ その他肢体不自由、内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む。）、難病等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

【対象者の判断】

旅客が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第3号に規定する有償運送を利用することが適当であるか否かは、福岡市福祉局の各担当課（介護保険課・障がい者支援課）により、旅客が所持するその障がい又は疾病を証する書類（介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のほか、難病患者にあっては公費負担助成決定通知書の写し、あるいは診断書等）及びその障がい等の状況等を確認し、移動制約者であるという状況把握をしたうえで判断するものとする。

4. 運送の区域（法第79条の2第1項第3号）

運送の旅客の発地又は着地のいずれかが福岡市内にあることを要するものとする。

【協議の視点】

形態については、発地又は着地が福岡市内にある福祉有償運送のみに限定される。

なお、『市内自宅→市外病院1→市外病院2』、または『市外病院1→市外病院2→市内自宅』といった福祉有償運送の場合は、一連のサービスとして計画されたものであれば実施可能とする。

また、福祉有償運送全体が市外で提供されるものは、運営協議会の対象とはならない。別途福祉有償運送が提供される市町村運営協議会において協議すべきものとなる。

5. 使用車両

（1）福祉有償運送にあっては、次の車両を使用するものとする。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

(2) 使用権原

福祉有償運送に使用する車両を使う権原（所有権、賃貸借権等の使用权）は運送主体が有するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ・ 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、福祉有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(3) 車両の表示

登録を受けた場合、車両には外部から見やすいように使用自動車の車体の両側面に福祉有償運送の登録を受けた車両である旨を表示すること。表示事項は、「運送主体名」、「福祉有償運送車両」、「登録番号」の文字で、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、文字の大きさは縦横 50 ミリメートル以上。ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両等、福祉有償運送ではない用途に車両を用いる可能性のある車両の表示は、誤解を避けるためにマグネット式が望ましく、福祉有償運送以外の用途で使用する場合、当該表示は外すべきである。

6. 旅客から収受する対価（法第79条の8第2項・規則第51条の15）

ボランティア等が実施している福祉有償運送において、旅客から収受しようとする対価が、施行規則第51条の15各号の規定及び関係通達（平成18年9月15日付け国自旅第144号）の規定に基づいているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額及び会費の額について、明細に記載した資料の提出を求めるものとする。

(1) 対価の範囲

運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるもの。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

ア) 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金

イ) 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金

ウ) その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

（2）対価設定の考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、以下に掲げる基準を目安とするものとする。

ア) 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。

イ) 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ウ) 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

エ) 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

② 対価の適用方法

- ア) 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- イ) 福祉有償運送に係る運送の対価にあつては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ウ)に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
- ウ) 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。
- エ) 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

（3）タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならない。

7. 輸送の安全及び利用者利便の確保のための措置

次の①～⑦に掲げる事項について、それぞれ各号に定める輸送の安全及び利用者利便の確保のために必要な措置が講じられているものとする。

① 使用車両

- ア) 福祉有償運送に使用する自動車（以下「福祉有償運送自動車」という。）の種類ごとの保有台数。
- イ) 福祉有償運送の業務の間は、申請者が福祉有償運送自動車について、以下の条件を満たすことその他適切に自動車の管理がなされること。
- ・ 運転者の持込による場合は、申請者との間で当該輸送を実施する間

において、使用権原、運送責任、事故時の責任、苦情の対応等について申請者に一切の責任があることが明確に明記された契約書、使用承諾書等の書面が作成されていること。

- ・ 車体の表示について、確実に実施される見込みがあること。この場合において、申請者に対し、使用する車両の自動車登録番号・車両番号、種類、運送しようとする旅客に対応した設備又は装置の内容について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

② 運転者の要件

運転者が施行規則第51条の16に規定する要件を満たしていること。この場合において、申請者に対し、運転者が施行規則第51条の16各号に定める以下の要件を満たしていることを証する書面の提出を求めるものとする。

- ア) 第二種運転免許証を保有しており、かつ、その効力が停止されていない運転者とする。
- イ) 第二種運転免許を保有していない運転者にあつては、運転者が申請前の2年間において運転免許停止以上の処分をうけていない者であり、かつ、国土交通大臣が定める必要な講習を修了している者であること。
- ウ) 福祉車両以外の自動車を使用する場合にあつては、上記に加え運転者又は乗務する者のいずれかが、国土交通大臣が定める乗降介助に係る必要な講習を修了している者であること。

③ 損害賠償措置

ボランティア個人の持込自動車も含めた全ての自動車について、福祉有償運送の業務中であっても、保険金支払のなし得る任意保険その他の業務中に事故が発生した場合における損害賠償措置が以下のとおり（国土交通省告示第1171号）適切に講じられていること。この場合において、申請者に対し、任意保険証書の写し又は見積書の写し等の提出を求めるものとする。

- ア) 対人保険 8,000万円以上
- イ) 対物保険 200万円以上

④ 運行の管理の体制

運行の管理の責任者が選任され、運転者の確認、報告、指示、記録等に

係る指揮命令系統が明確にされている等の組織体制が整っていると認められること。また、配置された自動車の数が5台以上の事務所にあっては、施行規則第51条の17第2項に規定する資格を有した運行の管理の責任者が選任されているか、又は選任される予定があること。この場合において、申請者に対し、運行の管理の体制及び運行の管理の責任者の選任状況（予定を含む。）（必要となる場合は資格証の提出を含む。）について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

⑤ 整備の管理の体制

申請者において、整備の管理の責任者（整備士等の資格の有無は問わないものとする。）が選任され、使用する自動車の整備の管理が適切に行われる体制が整っていること、又は確実に選任されると見込まれること。この場合において、申請者に対し、整備の管理の体制及び整備の管理の責任者の選任状況について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

⑥ 事故時の連絡体制

事故発生時における責任者が明確であり、事故時の対応方法及び連絡体制が整っていること又は実施が確実であると見込まれること。この場合において、申請者に対し、事故が発生した場合の処理体制及び責任者について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

⑦ 苦情処理体制

利用者からの苦情に対し、対応に係る責任者が明確に定められ、適切に記録する体制となっていること又は実施が確実であると見込まれること。この場合において、申請者に対し、利用者からの苦情処理に関する体制について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

8. その他運営協議会が必要と認める事項

道路運送法並びに省令及び通達に規定する事項を確保した上で、旅客の利便及び輸送の安全の確保措置等に関して、運営協議会として必要と認められる事項について、運営協議会の協議に基づき独自の措置を講じることができるものとする。

9. 運営協議会の合意

(1) 運営協議会における合意の方法

運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会の協議を行うにあたっては、関係者の意見に配慮し十分な議論を尽くして行うものとする。この場合において、全会一致が望ましいが、これにより難しい場合は、予め運営協議会の設置要綱に、公正・中立な運営を確保するための議決に係る方法を定める。

運営協議会は、施行規則第51条の3第4号に規定する書類を運営協議会における協議が調った場合に、申請者に対し交付するものとする。

また、運営協議会での議決にあたって、意見を異にする構成員が存した場合には、当該合意を証する書面において、賛成及び反対意見の数を記載するとともに、反対意見ごとに反対する理由を併せて記載し、申請者に交付するものとする。

(2) 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

- ① 道路運送法第79条の4第1項第5号に規定する、当該地域の輸送状況等から、NPO法人等を運送主体とする福祉有償運送が必要であること。
- ② 道路運送法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合であって、引き続き、当該地域においてNPO法人等を運送主体とする福祉有償運送が必要であること。
- ③ 道路運送法第79条の7に規定する変更登録を行う場合であって、運送の区域を拡大すること、又は運送の種別を変更する場合には、その必要性があること。
- ④ 道路運送法第79条の8に規定する旅客から収受する対価の額（変更しようとする場合も同様とする。）

(3) 運営協議会の合意を解除する場合

道路運送法第79条の12に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該福祉有償運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するものとする。

10. 登録実施後における主宰者の役割

福岡市は、福祉有償運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

福岡市福祉局高齢社会部高齢社会政策課

連絡先：TEL 092-711-4595

FAX 092-733-5587

福岡市は、利用者等からの苦情及び通報、事故の連絡その他の連絡を受けた場合には、これらに係る福祉有償運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該福祉有償運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、福岡市は福岡運輸支局に連絡を行う等、運営協議会において対応を協議するものとする。

また、福岡運輸支局長から、運営協議会で協議した福祉有償運送者に係る業務の停止又は登録の抹消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

福祉有償運送ガイドブック

平成20年3月

国土交通省自動車交通局旅客課

は じ め に

身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供する福祉輸送については、基本的には、タクシー等の公共交通機関がその担い手となりますが、タクシー等によっては十分な輸送サービスが提供されない場合もあり、公共の福祉を確保する観点から、従来、旧道路運送法第80条の規定に基づき、一定の要件を満たした場合については、NPO等に対して自家用自動車による有償運送の例外許可を行い、福祉輸送サービスの確保を図ってまいりました。

近年、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、地域や都市の構造も大きく変化しつつある中で、移動制約者の福祉輸送サービスに対するニーズも急増し、また多様化してきています。

このような中、NPO等による福祉有償運送については、タクシー等による輸送サービスを補完するものとして、移動制約者の輸送の確保のために、今後、さらに重要性が高まっていくものと考えられています。

こうした状況を踏まえ、NPO等による福祉有償運送がより一層安全・安心な輸送サービスとして提供されるよう、平成18年10月に施行された改正道路運送法により、新たに登録制度として法律上の位置づけが明確化されました。

本書は、改正道路運送法における福祉有償運送制度の内容や考え方などについて、現在、輸送サービスを行っている方や輸送サービスを検討されている方、地方公共団体の担当者、利用者など、本制度の関係者の方々に広く理解いただけるよう、現行の関係通達を分かりやすくとりまとめたものです。

本書が広く活用され、福祉有償運送制度に対する理解が社会に浸透し、福祉有償運送がより一層安全・安心な輸送サービスとして普及・促進されていく一助になれば幸いです。

平成20年3月

国土交通省自動車交通局旅客課

目 次

はじめに

I. 自家用有償旅客運送について	1
1. 概 要	1
2. 種 別	1
(1) 市町村運営有償運送	1
(2) 福祉有償運送	1
(3) 過疎地有償運送	1
3. 登録制度の概要	1
(1) 登録制度の創設	1
(2) 登録の要件	2
(3) 登録の有効期間、登録の更新	2
(4) 輸送の安全及び旅客の利便の確保	2
II. 福祉有償運送について	5
1. 概 要	5
2. 登録の種類等	5
3. 登 録	6
(1) 登録の申請	6
(2) 運送の実施主体	7
(3) 運送の区域	7
(4) 使用できる自動車の種類	7
(5) 旅客の範囲	8
(6) 登録の実施	8
(7) 登録の拒否	9
4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保	10
(1) 運転者の要件	10
(2) 運行管理	11
(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録	12
(4) 運転者台帳及び運転者証	12
(5) 整備管理	13
(6) 事故の場合の処置	14
(7) 損害賠償措置	14
(8) 自動車に関する表示等	14
(9) 旅客の名簿	15
(10) 苦情処理体制	15
5. 有効期間の更新の登録	15
(1) 更新登録の有効期間	15
(2) 更新登録の申請	16
(3) 更新登録の実施	16
6. 変更登録	16
(1) 変更登録の申請	17
(2) 変更登録の実施	17
7. 軽微な事項の変更	18
(1) 軽微な事項の変更	18
(2) 軽微な事項の変更登録の実施	18
8. 業務の停止及び登録の取消し	19
9. 登録の抹消	19

(1) 登録の抹消時の措置	19
(2) 登録証の返納	19
III. 対価について	20
1. 概 要	20
2. 対価の基準等	20
(1) 対価の範囲	20
(2) 対価の設定方法	20
(3) 対価の設定の考え方	21
IV. 運営協議会について	23
1. 目 的	23
2. 設置及び運営	23
(1) 設置単位	23
(2) 主宰者	23
(3) 会 長	23
(4) 公 表	23
(5) 公 開	23
(6) 幹事会	23
3. 協議を行うに当たっての具体的指針	23
(1) 福祉有償運送の必要性	23
(2) 運送の区域	24
(3) 旅客から収受する対価	24
(4) 旅客の範囲	24
(5) その他必要と認められる措置	25
4. 構成員	25
5. 合 意	26
(1) 合意の方法	26
(2) 合意を必要とする事項	26
(3) 合意を解除する場合	26
6. 登録実施後の主宰者の役割	26
(1) 連絡窓口の整備	26
(2) 苦情等の周知・指導	26
(3) 運輸支局等との連携	26
(4) 不利益処分等の周知・対応	26
V. 報告について	27
1. 輸送実績の報告	27
2. 事故の報告	27
(1) 自動車事故報告書	27
(2) 速 報	28
VI. 監査、行政処分、命令について	29
1. 監 査	29
2. 監査の重点事項	30
3. 行政処分	30
(1) 業務の停止	30
(2) 登録の取消し	31
4. 命 令	31
(1) 是正措置	31
(2) 発動基準	32

VII. 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について . . .	3 3
1. 「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合	3 3
2. 金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合	3 4
3. 運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用であつて、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合 . . .	3 4
4. 市町村が公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など	3 5
参考資料	
1. 登録申請書、届出書等の様式	3 9
2. 大臣認定講習実施機関	6 6
3. 地方運輸局・運輸支局等相談窓口	6 9

I. 自家用有償旅客運送について

1. 概 要

自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則として、バス、タクシー事業の許可が必要とされています。

しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、市町村バスやNPO法人等によるボランティア有償運送を認める、自家用有償旅客運送の登録制度が創設されました。

2. 種 別

自家用有償旅客運送の種別は、次のとおりです。

(1) 市町村運営有償運送	
① 交通空白輸送	市町村内の過疎地域等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの
② 市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
(2) 福祉有償運送	
NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの	
(3) 過疎地有償運送	
NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの	

3. 登録制度の概要

(1) 登録制度の創設

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、バス、タクシー事業者によっては十分な輸送サービスが提供されない場合に、地域の足や移動制約者の輸送を確保する重要性にかんがみ、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可を行ってきました。

近年、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の需要が急増する中で、今後、こうした輸送サービスは、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとしてさらに重要になるものと考えられます。

このため、こうした輸送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、法律上の位置付けを明確化し、平成18年に新たに登録制度が創設されました。

(2) 登録の要件

登録の要件としては、バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、バス、タクシー事業者又はその組織する団体、住民等地域の関係者が合意していること、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められること等とされています。

(3) 登録の有効期間、登録の更新

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送は、他人を有償で運送するものである以上、輸送の安全や旅客の利便の確保に必要な措置が適切・継続的に講じられていることやバス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要な場合に認められるものであることから、登録後の状況の変化等を踏まえ、その必要性についても定期的にチェックする必要があります。

このため、登録の有効期間を原則2年とし、有効期間満了後も引き続きこうした運送を行おうとする場合は、有効期間の更新の登録を受けなければならないこととされています。

(4) 輸送の安全及び旅客の利便の確保

- ① 市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送は、他人を有償で運送するものである以上、輸送の安全や旅客の利便を確保することが必要不可欠であり、このために最低限必要なものとして、次の措置などを求めています。

・ 運転者の乗務の管理その他の運行の管理を行うこと
・ 実費の範囲内であること等の基準に従い、旅客から収受する対価を定め、これを公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ旅客に対し説明すること
・ 自動車への表示その他の適切な情報の提供を行うこと

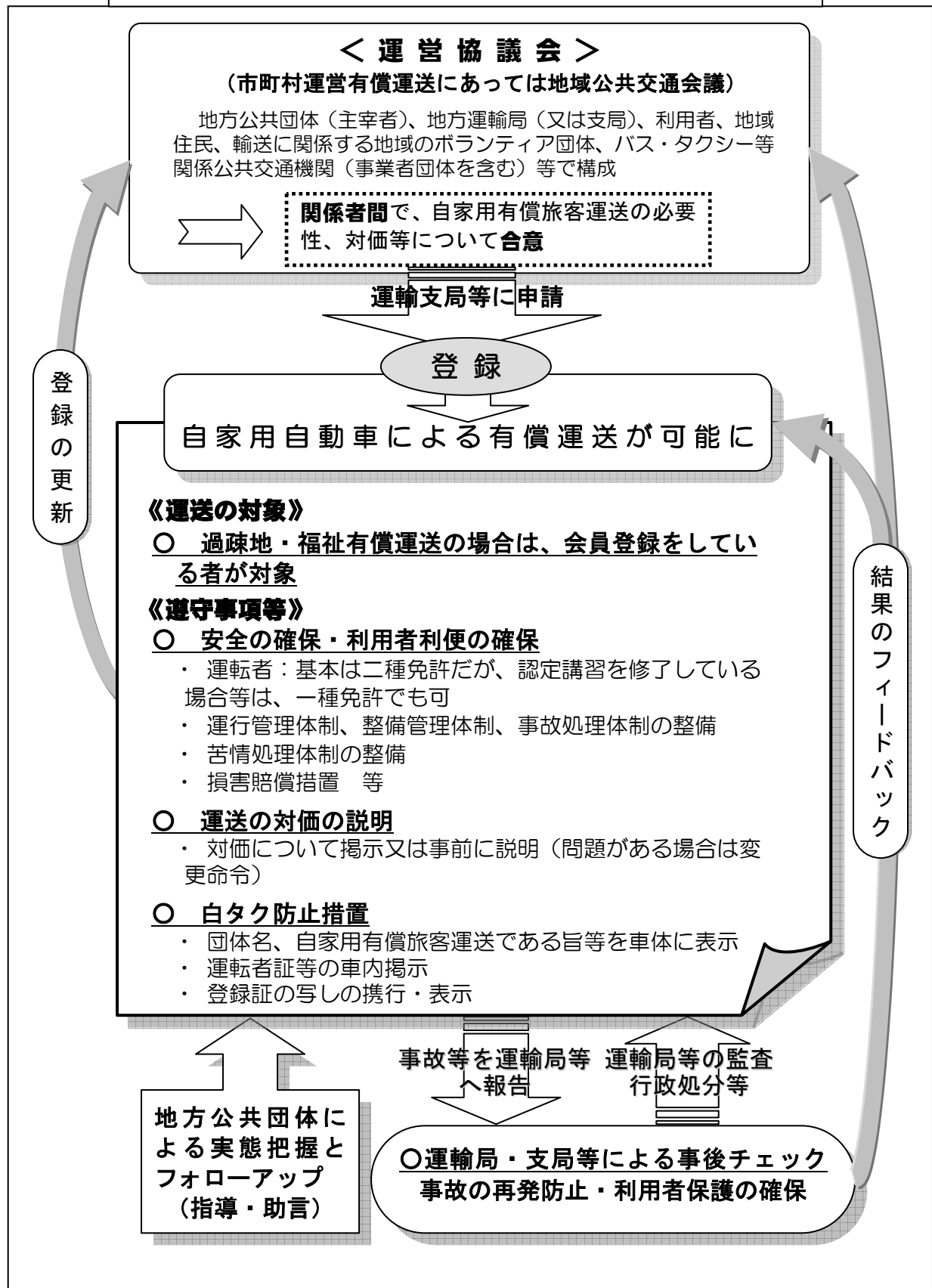
- ② また、輸送の安全や旅客の利便が確保されていないと認められる場合には、次の措置などを講ずるよう是正のための命令を行えることとされています。

・ 運行管理の方法を改善すること
・ 路線又は運送の区域を変更すること
・ 対価を変更すること
・ 保険（共済）契約を締結すること

- ③ さらに、道路運送法等に違反した場合には、業務の全部又は一部の停止命令や登録の取消しを行えることとされています。

自家用有償旅客運送の概要

(改正道路運送法〔平成18年10月1日施行〕)



改正道路運送法による自家用有償運送に係る 取扱いについて

旧 8 0 条による有償運送

災害のため緊急を要する場合

改正法による有償運送

【法第78条第1号】

災害のため緊急を要する場合

旧 8 0 条許可

【自家用有償運送】

- ・ 市町村バス
- ・ 金沢方式
(市町村による福祉輸送)
- ・ 福祉有償運送
- ・ 過疎地有償運送

- ・ スクールバス
(学校教育法等に限る)
- ・ 訪問介護員等による
有償運送

改正法による登録制度

【法第78条第2号】

- ・ 市町村運営有償運送
〔 交通空白輸送
市町村福祉輸送 〕
- ・ 福祉有償運送
- ・ 過疎地有償運送

改正法による許可制度

【法第78条第3号】

- ・ スクールバス
(学校教育法等に限る)
- ・ 訪問介護員等による
有償運送

Ⅱ. 福祉有償運送について

1. 概 要

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいい、この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下「運輸支局長等」という）の行う登録を受ける必要があります。

2. 登録の種類等

登録の種類及び登録後に必要となる届出・報告には、次のものがあります。

また、運輸支局長等の行う登録の標準処理期間は1か月となっています。

なお、新規登録又は変更登録を受けたときは、登録免許税を納める必要があります。

【登録の種類】

種 類	内 容	標準処理期間	登録免許税額
登録（新規）	福祉有償運送を新たに行う場合	1 か月	15,000 円
更 新 登 録	登録の有効期間の満了後、引き続き福祉有償運送を行う場合		—
変 更 登 録	運送の区域を増加させる場合又は過疎地有償運送を追加する場合		3,000 円

《留意事項》

- 運送の区域を合併後の市町村の範囲に拡大させる変更登録の場合には、登録免許税は課税されません。

【登録後の届出・報告】

種 類	内 容	届出等の期限
届 出	登録事項を変更した場合 （変更登録を受ける必要がある場合を除く）	変更した日から30日以内
	福祉有償運送の業務を廃止した場合	廃止した日から30日以内
報 告	（輸送実績の報告） 前年の4月1日から3月31日までの期間 に係る福祉有償運送の輸送実績	毎年、5月31日まで
	（事故の報告） 死者又は重傷者を生じた自動車事故があった場合など	発生した日から30日以内 又は速報

3. 登 録

福祉有償運送を行おうとする場合は、運輸支局長等の行う登録を受けなければなりません。

また、登録の申請にあたっては、市町村等が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要です。

(1) 登録の申請

登録の申請は、運送の区域の市町村を管轄する運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下「運輸支局等」という）に行います。

《留意事項》

複数の市町村を運送の区域とする場合の申請先は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局等になります。

① 登録の申請

登録の申請は、次の事項を記載した申請書に添付書類を添えて、運輸支局等に行います。

【申請書の内容・様式】

内 容	様 式
イ. 申請者の名称及び住所、代表者の氏名	様式第 1－1号
ロ. 自家用有償旅客運送の種別	
ハ. 運送の区域	
ニ. 事務所の名称及び位置	
ホ. 事務所ごとに配置する自動車の種類ごとの数	
ヘ. 運送しようとする旅客の範囲	

② 添付書類

申請書の添付書類は、次のとおりです。

【添付書類・様式】

添付書類	具体的な書類	様 式
イ. 定款等の書類	法人等の定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員名簿	—
ロ. いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類	宣誓書	様式第2号
ハ. 運営協議会において協議が調っていることを証する書類	運営協議会が申請者に交付した運営協議会において協議が調っていることを証する書類	様式第3号
ニ. 自動車についての使用権原を証する書類	自動車検査証の写し、自動車の使用者との間で締結された契約書の写し又は使用承諾書等	—
ホ. 自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類	運転者就任承諾書、運転免許証の写し、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習の修了証の写し又は国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類の写し	様式第4号

ヘ. 福祉自動車以外の自動車を使用して行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類	介護福祉士の登録証の写し、国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習の修了証の写し又は国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類の写し	—
ト. 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類	運行管理の責任者の就任承諾書、運行管理の体制等を記載した書類 5両以上の事務所の場合は、運行管理の責任者が運行管理者、運行管理者試験の受験資格を有する者、安全運転管理者の資格要件を備える者のいずれかであることを証する書類	様式第5号 様式第6号
チ. 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類	自動車の整備管理の体制等を記載した書類	様式第6号
リ. 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類		
ヌ. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険等に参加又は加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し又は宣誓書）	様式第9号
ル. 運送しようとする旅客の名簿	旅客の氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項	参考様式第イ又はロ号

《留意事項》

- ロ. の「宣誓書」は、法人の代表者が他の役員を含めて宣誓することができます。
- ニ. 「自動車の使用者との間で締結された契約書の写し又は使用承諾書等」は、自動車検査証の使用者が運送者と異なる場合に必要となります。

(2) 運送の実施主体

福祉有償運送を行うことができるのは、NPO法人のほか、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会です。

《留意事項》

福祉有償運送は、採算性などの面からバス、タクシー事業者が参入しないような場合に行われるものであり、また、輸送の安全や旅客の利便を確保するためには、運行管理の体制や事故後の処理体制の整備などある程度組織的な基盤が必要と考えられるため、運送主体は、NPO法人等に限定されています。

(3) 運送の区域

運送の区域は、運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあることが必要です。

《留意事項》

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、運営協議会の地域の全域ではなく、旅客の居住地及び目的地等から見て合理的であり、かつ、運行管理が適切かつ確実に行われると認められる範囲となります。

(4) 使用できる自動車の種類

福祉有償運送で使用する自動車の種類は、乗車定員11人未満のもので、次のとおりです。

種 類		形 状 等
福祉自動車	寝 台 車	車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
	車 い す 車	車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付きの自動車
	兼 用 車	ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
	回 転 シ ー ト 車	回転シート（リフトアップシートを含む）を備える自動車
セ ダ ン 等		自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車

《留意事項》

旅客の移動制約等の状況に応じた福祉自動車を保有する必要がありますが、透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する等の場合は必要ありません。

（５）旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人となります。

① 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
② 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
③ 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

《留意事項》

- 旅客の名簿に記載されている者については、申請時に会員である必要はありませんが、運送する際には会員になっている必要があります。
- ③、④の者を運送の対象とする場合には、運営協議会において運送の対象とすることが適当であることについて確認されることが必要です。
- 透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎など、運送の態様に基づいて運営協議会で必要性が認められた場合には、１回の運行で複数の旅客を運送（複数乗車）することができます。

（６）登録の実施

登録の有効期間は、登録の日から２年です。

① 登録事項

登録される事項は、次のとおりです。

イ．名称及び住所、代表者の氏名
ロ．自家用有償旅客運送の種別
ハ．運送の区域
ニ．事務所の名称及び位置
ホ．自動車の種別ごとの数
ヘ．旅客の範囲
ト．登録年月日及び登録番号

② 登録番号の付与

登録された場合は、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という）ごとに登録番号の付与が行われます。

登録番号は、登録の抹消が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局等の管轄に属することとなった場合でも、同一の番号により管理されます。

【例】

関 東 福 第 ○○○○ 号

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 一連番号

有償運送の種別 福：福祉有償運送

↓ 登録を行った運輸支局の頭1文字（例：東京運輸支局）

↓ 登録を行った運輸支局を管轄する運輸局の頭1文字（例：関東運輸局）

注1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭2文字は「神兵」と表示されます。

2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1文字の表示になり、陸運事務所の表示は行われません。

③ 登録の通知

登録された場合は、運輸支局長等から運送者に対して登録の通知が行われます。登録の通知は、通常、登録証（様式第7号）の交付によって行われます。

④ 登録簿

登録された場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等で縦覧に供されます。

ただし、登録簿が電磁的記録で作成されているときには、記録された情報を端末表示などの方法により提供されることがあります。

⑤ 登録時の条件

登録時には次のような条件が付されることがあります。

イ. 申請時において要件を備えていない運転者がある場合には、要件が具備されるまで運転者に運転させないこと

ロ. 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること

《留意事項》

登録時の条件は、地域の実情、申請内容などにより異なる場合があります。

(7) 登録の拒否

登録の申請において、次の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否されます。

この場合、登録拒否理由通知書（様式第8号）により通知されるとともに、運営協議会を主宰した市町村等に対しても通知されます。

【登録の拒否要件】

① 申請者又は申請する法人の役員が、次のいずれかに該当する者である場合	
イ.	1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき
ロ.	登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していないとき
ハ.	自家用有償旅客運送の業務に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人がイ. 又はロ. のいずれかに該当するとき
② 運営協議会において、福祉有償運送が必要であることについて合意がないとき	
③ 申請する法人が、次のいずれかに該当する場合	
イ.	旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者にならない場合を含む）
ロ.	要件を備える運転者の確保がなされていない場合及びセダン型等の車両を使用する場合にあっては、要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合
ハ.	運行管理の責任者の選任及び運行管理体制の整備がなされていないと認められる場合
ニ.	整備管理の責任者の選任及び整備管理体制の整備がなされていないと認められる場合
ホ.	事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
ヘ.	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

運送者は、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な次の措置を講じなければなりません。

（1）運転者の要件

運送者は、自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければ、運転をさせてはなりません。

自動車の種類	運転者の要件
① 福祉自動車	イ. 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
	ロ. 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次の要件のいずれかを備える者
	i. 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること
	ii. (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること

② セダン型	福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（又はいずれかの要件を備える者の乗務）
	イ．介護福祉士
	ロ．国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること
	ハ．①ロ． ii． の研修を修了していること
	ニ．訪問介護員など

＊ 国土交通大臣が認定した講習実施団体は、国土交通省HPに掲載されています。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/zissikikan.pdf>

《留意事項》

- 運転者の要件
 第一種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」の要件は、地域の実情に応じて、運営協議会において、2年以上に定めることができることとされています。
- 適性診断を受診しなければならない場合
 運送者は、登録後に、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者について、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診させ、運転免許の停止が解除された後でなければ運転を再開させてはなりません。
- 運転者の増、減員を行う場合には、運輸支局等への届出は必要ありません。しかし、運転者の要件の確認など、運転者の管理をその都度適切に行う必要があります。

（２）運行管理

① 運行管理の責任者の選任等

運送者は、運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければなりません。

また、5両以上の自動車を運行管理する事務所にあっては、事務所毎に、次の要件を備える運行管理の責任者を、自動車の数に応じて選任する必要があります。

運行管理の責任者の要件	選任する人数
国家資格たる運行管理者	39両まで1人、以降40両毎に1人
運行管理者試験の受験資格を有する者	19両まで1人、以降20両毎に1人
安全運転管理者の要件を備える者	

《留意事項》

- 運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定めておき、適切に運行管理を行うことが必要です。
- 運行管理の責任者を追加、変更する場合は、必ず運送者による選任が必要となりますが、運輸支局等への届出は必要ありません。
- 運行管理者に係る要件以外で運行管理の責任者を選任する場合、安全運転管理者は、5両以上の自動車の使用の本拠ごとに1名選任することとされているため、20両以上の自動車を運行管理する事務所の場合、安全運転管理者以外は、安全運転管理者の要件を備える者又は運行管理者試験の受験資格を有する者で選任する必要があります。

② 運行管理の責任者の業務

運行管理の責任者は、次の業務を行わなければなりません。

イ．運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと
ロ．死者又は重傷者を生じた事故等を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者に適性診断を受けさせること
ハ．セダン型の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、一定の要件を備える乗務員の乗車なしに運転者の要件を備えない者に運転させないこと
ニ．運転者に対する疾病、疲労、飲酒等の確認、運行の安全を確保するために必要な指示の実施、その内容の記録、記録の１年間の保存
ホ．運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を１年間保存すること
ヘ．運転者台帳の作成及び事務所への据え置き
ト．事故の記録を作成し、その記録を２年間保存すること
チ．その他福祉有償運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

（３）安全な運転のための確認等及び乗務記録

① 安全な運転のための確認等

運送者は、運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、その記録（参考様式第ハ号）を１年間保存しなければなりません。

《留意事項》

運転者に対する確認、指示は対面により行うよう努めることが必要です。
対面での確認が困難な場合は、電話により必要な確認・指示を確実に実施できる体制を整備して実施することが必要です。

② 乗務記録

運送者は、運転者ごとに、次の事項を記録（参考様式第二号）させ、その記録を１年間保存しなければなりません。

イ．運転者の氏名
ロ．乗務した自動車の登録番号
ハ．乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務した距離
ニ．事故又は異常な状態が発生した場合には、その概要、原因

（４）運転者台帳及び運転者証

① 運転者台帳

運送者は、運転者ごとに、次の事項を記載した運転者台帳（参考様式第ホ号）を作成し、事務所に備えて置かなければなりません。

イ．作成番号、作成年月日
ロ．運送者の名称
ハ．運転者の氏名、生年月日及び住所
ニ．運転免許に関する次の事項
i．運転免許証の番号及び有効期間
ii．運転免許の年月日及び種類
iii．運転免許の条件
ホ．運転者の要件に係る事項
ヘ．事故を起こした場合又は道路交通法に基づく使用者に対する通知を受けた場合は、その概要
ト．運転者の健康状態

《留意事項》

運転者でなくなった場合には、運転者台帳にその年月日及び理由を記載し、2年間保存しなければなりません。

② 運転者証

運送者は、次の事項を記載し運転者の写真を貼り付けた運転者証（参考様式第へ号）を作成し、旅客に見やすいように表示し、又は自動車内に掲示しなければなりません。

イ．作成番号、作成年月日
ロ．運送者の名称
ハ．運転者の氏名
ニ．運転免許証の有効期限
ホ．運転者の要件に係る事項

《留意事項》

運転者証は、車内のダッシュボード付近に掲示するか、必要事項を記載した身分証明書（IDカードを含む）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させることが必要です。

（５）整備管理

運送者は、自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければなりません。

【自動車の点検の種類及び点検の時期】

種 類	点 検 の 時 期
日 常 点 検	1 日 1 回、運行の開始前
定 期 点 検	乗用車（3ナンバー・5ナンバー・7ナンバー）
	1 2 か月ごと
	「車いす移動車」など特種用途車（8ナンバー）
	6 か月ごと
	軽乗用車（5ナンバー）
	1 2 か月ごと
	「車いす移動車」など軽特種用途車（8ナンバー）
	1 2 か月ごと

《留意事項》

整備管理の責任者については、特段の資格要件を求めていますませんが、整備管理に関する知識を有していることが望まれます。

(6) 事故の場合の処置

運送者は、事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければなりません。

また、事故が発生した場合は、次の事項を記録（参考様式第ト号）し、その記録を事務所に2年間保存しなければなりません。

① 運転者の氏名
② 自動車登録番号その他の自動車を識別できる表示
③ 事故の発生日時
④ 事故の発生場所
⑤ 事故の当事者（運転者を除く）の氏名
⑥ 事故の概要（損害の程度を含む）
⑦ 事故の原因
⑧ 再発防止対策

(7) 損害賠償措置

運送者は、自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結していることが必要です。

【損害を賠償するための基準】

① 対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの
② 対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの
③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと
④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

《留意事項》

登録後に、基準で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはなりません。

(8) 自動車に関する表示等

① 自動車に関する表示

運送者は、自動車の両側面に、次の事項を記載した標章を表示しなければなりません。

イ. 運送者の名称	文字は、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書です。文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上です。
ロ. 「有償運送車両」の文字	
ハ. 登録番号	

《留意事項》

運送者の名称は、登録を受けた法人名を表示しなければなりません。

② 登録証の携行

運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければなりません。

(9) 旅客の名簿

運送者は、旅客について、次の事項を記載した名簿（参考様式第イ号又は第ロ号）を作成し、これを事務所に備え置かなければなりません。

なお、旅客の名簿は、個人情報の保護の観点から適切に管理することが必要です。

① 氏名
② 住所
③ 運送を必要とする理由
④ その他必要な事項

(10) 苦情処理体制

運送者は、苦情処理の体制（様式第6号）を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません。

また、苦情の申し出を受け付けた場合には、次の事項を記録（参考様式第チ号）し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

① 苦情の内容
② 原因究明の結果
③ 苦情に対する弁明の内容
④ 改善措置
⑤ 苦情処理を担当した者

5. 有効期間の更新の登録

運送者は、登録の有効期間満了後、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には、運輸支局長等の行う有効期間の更新登録を受けなければなりません。

また、この場合にも、運営協議会で福祉有償運送の必要性等について合意されることが必要です。

(1) 更新登録の有効期間

更新登録の有効期間は、有効期間の満了日の翌日から2年となります。

ただし、次のいずれにも該当するときは、3年となります。

① 福祉有償運送の業務について、是正のための命令を受けていないこと
② 福祉有償運送自動車が重大事故等を引き起こしていないこと
③ 業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと

(2) 更新登録の申請

① 更新登録の申請

更新登録の申請は、次の事項を記載した申請書に添付書類を添えて、登録の申請と同様に、運輸支局等に行います。

この場合、有効期間の満了する日の2か月前から申請の受付が行われます。

【申請書の内容・様式】

内 容	様 式
イ. 名称及び住所並びに代表者名	様式第 1－2号
ロ. 登録番号	
ハ. 自家用有償旅客運送の種別	
ニ. 運送の区域	
ホ. 事務所の名称及び位置	
ヘ. 事務所ごとに配置する自動車の種類ごとの数	
ト. 運送しようとする旅客の範囲	

② 添付書類

更新登録の申請書の添付書類は、登録の申請の際の添付書類（6頁参照）及び登録証となります。

《留意事項》

- 複数の運送の区域を有する運送者が更新登録を行う場合には、それぞれの運送の区域における運営協議会の合意が必要です。
- 運営協議会で有効期間の更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新登録の申請を行うことができます。この場合、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新登録の可否についての判断が留保されます。
- 有効期間が満了した後の更新登録の申請は、災害等によりやむを得ない場合を除き、行うことができません。

(3) 更新登録の実施

更新登録は、新規登録の場合に準じて審査が行われ、登録の拒否に該当する場合を除き、更新登録が行われます。

《留意事項》

更新登録にあたっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等について審査されます。

6. 変更登録

運送者は、次の事項について変更する場合は、運輸支局長等の行う変更登録を受けなければなりません。この場合、運営協議会において、福祉有償運送の必要性等について合意されることが必要です。

① 運送の区域（増加する場合に限る）
② 運送の種別（増加する場合に限る）

《留意事項》

- 登録後に市町村合併が行われた場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲となります。
- 運送の区域を合併後の市町村の範囲に拡大する場合には、合併後の市町村が主宰する運営協議会の協議を経て、変更登録を受ける必要があります。

（１）変更登録の申請

① 変更登録の申請

変更登録の申請は、次の事項を記載した申請書に添付書類を添えて、運輸支局等に行います。

また、運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局等の管轄にも属することとなる場合は、新たに管轄となる運輸支局等に行います。

【申請書の内容・様式】

内 容	様 式
イ．名称及び住所並びに代表者の氏名	様式第 1－3号
ロ．登録番号	
ハ．自家用有償旅客運送の種別	
ニ．変更しようとする事項及び変更予定期日	

② 添付書類

変更登録の申請書の添付書類は、次のとおりです。

【添付書類・様式】

内 容	様 式
イ．登録の申請時に添付した書類のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されるもの	—
ロ．運営協議会において協議が調っていることを証する書類	様式第3号
ハ．登録証	様式第7号

（２）変更登録の実施

変更登録は、新規登録に準じて審査が行われ、登録の拒否に該当する場合を除き、変更登録が行われます。

《留意事項》

変更登録の場合、登録の有効期間は更新されません。

7. 軽微な事項の変更

運送者は、次の事項を変更したときは、30日以内に運輸支局長等に変更の届出を行う必要があります。

① 名称及び住所並びに代表者の氏名
② 自家用有償旅客運送の種別（減少する場合に限る）
③ 運送の区域（減少する場合に限る）
④ 事務所の名称及び位置
⑤ 事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の種類ごとの数
⑥ 運送しようとする旅客の範囲

《留意事項》

- 身体障害者のみを運送していた運送者が新たに要介護者を運送することとなる場合など、旅客の範囲が追加や変更となる場合には、届出が必要です。
- 運送しようとする旅客の数を変更する場合は、届出の必要はありません。
- 同じ種類の自動車を入れ替える場合など、種類ごとの数に変更がない場合は、届出の必要はありません。

（１）軽微な事項の変更

① 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更の届出は、次の事項を記載した届出書に添付書類を添えて、運輸支局長等に行います。

【届出書の内容・様式】

内 容	様 式
イ. 名称及び住所並びに代表者の氏名	様式第 1－4号
ロ. 登録番号	
ハ. 自家用有償旅客運送の種別	
ニ. 変更した事項	

② 添付書類

軽微な事項の変更の届出書の添付書類は、次のとおりです。

【添付書類・様式】

内 容	様 式
イ. 登録の申請時に添付した書類のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されたもの	—
ロ. 登録証	様式第7号
ハ. 事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合は、運行管理の体制を記載した書類及び運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類	様式第5号 様式第6号

（２）軽微な事項の変更登録の実施

軽微な事項の変更の届出があった場合は、届出に基づき登録が行われます。

8. 業務の停止及び登録の取消し

運送者が、道路運送法や登録に付された条件等に違反したときは、6か月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止又は登録を取り消されることがあります。

また、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しが行われた場合は、違反事実、行政処分等の内容について、運営協議会の主宰者に通知されます。

(VI. 監査、処分、命令について(29頁参照))

9. 登録の抹消

登録の抹消は、次の場合に行われます。

① 登録の有効期間が満了したとき
② 廃止の届出があったとき
③ 登録が取消しとなったとき

(1) 登録の抹消時の措置

登録が抹消された場合は、運送者の名称等を公示、インターネットなどにより公表し、運営協議会の主宰者に通知されます。

(2) 登録証の返納

運送者は、登録が抹消された場合は、登録証を登録簿のある運輸支局長等に返納しなければなりません。

また、登録証の返納までの間、登録証を適切に管理しなければなりません。

Ⅲ. 対価について

1. 概 要

運送者は、業務の開始前に、旅客から収受する対価を定め、あらかじめ、旅客に対して書面の提示など適切な方法で説明しなければなりません。これを変更するときも同様です。

2. 対価の基準等

対価の基準は、①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること、②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること、③当該地域におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていることが必要とされています。対価の範囲等については、次のとおりです。

(1) 対価の範囲

対価は、運送サービスの提供に対するもの及び運送サービスに伴って行われる役務の提供や施設の利用率について利用者の負担を求めるもので、その範囲は次のとおりです。

① 運送の対価	運送サービスの利用に対する対価	
② 運送の対価 以外の対価	運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、次のようなものが考えられます。	
	イ. 迎車回送料金	旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金
	ロ. 待機料金	旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金
	ハ. その他の料金	介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次の中から選択します。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合には、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができます。

イ. 距離制	原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するもので、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの
ロ. 時間制	旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるもので、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの
ハ. 定額制	旅客の運送に要した時間及び距離によらず、1回の利用ごとの対価を定めるもの又はあらかじめ利用者の利用区間ごとの対価を定めるもの

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めることが必要です。

《留意事項》

《留意事項》

会員となったときの入会金、年会費、月会費など、団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則として、対価に含まれません。

(3) 対価の設定の考え方

対価の設定の考え方は、次のとおりです。

① 対価の水準

対価の水準は、次の基準を目安とします。

イ. 運送の対価は、タクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内であること
ロ. 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること
ハ. 均一制など定額制による運送の対価については、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと
ニ. 距離制又は時間制で定め、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、概ね 1 / 2 の範囲内であること ただし、この場合は、迎車回送料金を併せて徴収してはなりません。

《留意事項》

- 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる運送者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、イ. ハ. ニ. の考え方を適用することができます。
- 運送の対価を、運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価をイ. の水準に抑えるなどの操作は認められません。

② 対価の適用方法

対価の適用方法は、次のとおりです。

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えありませんが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、あらかじめ、旅客に対して適用する対価について説明する必要があります。		
ロ. 運送の対価は、1 個の契約により乗車定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合のもので、ハ. の複数乗車の場合を除き、旅客数に応じた対価を収受することはできません。		
ハ. 複数乗車の対価は、次のいずれかにより定めます。 <table><tr><td>i. 個々の旅客から収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の乗車定員を最大限利用した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合のタクシーの運賃の額と比較して、概ね 1 / 2 の範囲内にあると認められる。</td></tr><tr><td>ii. 平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシーの運賃の額と比較して、概ね 1 / 2 の範囲内にあると認められる。</td></tr></table>	i. 個々の旅客から収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の乗車定員を最大限利用した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合のタクシーの運賃の額と比較して、概ね 1 / 2 の範囲内にあると認められる。	ii. 平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシーの運賃の額と比較して、概ね 1 / 2 の範囲内にあると認められる。
i. 個々の旅客から収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の乗車定員を最大限利用した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合のタクシーの運賃の額と比較して、概ね 1 / 2 の範囲内にあると認められる。		
ii. 平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシーの運賃の額と比較して、概ね 1 / 2 の範囲内にあると認められる。		

ニ. 運送の対価以外の対価は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記します。

《留意事項》

タクシーの運賃の半額等、必要以上に対価が安いことを煽って会員等の募集を行ってはなりません。

IV. 運営協議会について

1. 目 的

運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議する場です。

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

2. 設置及び運営

運営協議会の設置及び運営については、次のとおりです。

(1) 設置単位	運営協議会は、原則として1つの市町村（特別区を含む）を単位として設置します。 ただし、地域の経済的な繋がりや交通ネットワークの状況等により、複数の市町村又は都道府県単位で設置することも可能です。都道府県単位で運営協議会を設置するときは、区域をブロックに分割し、分科会形式などにより開催することが望まれます。
(2) 主宰者	運営協議会は、地方公共団体の長が主宰します。また、複数市町村が合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、それぞれ担当の窓口を定めるとともに、重要な事項については協議により決定するなど、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めます。
(3) 会 長	運営協議会の会長は、地方公共団体の職員でなく、構成員の中から互選により選任することもできます。 また、運営協議会の要綱に定めることにより、副会長等の役員を置くことや委員の任期を定めることができます。
(4) 公 表	運営協議会を設置した市町村等は、その旨を公表します。
(5) 公 開	運営協議会は原則として公開とします。ただし、議事概要を公開することにより、公開に代えることができます。
(6) 幹事会	運営協議会は、必要と認める場合には、運営協議会の下に幹事会を置くことができます。 幹事会は、申請内容の事前審査、運営協議会の円滑な運営のための方法を審査し、幹事会において審査した事項は、運営協議会に報告します。

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の事項について具体的な協議を行います。

また、協議が調った事項を変更しようとする場合も同様です。

(1) 福祉有償運送の必要性

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては、移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合に、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければなりません。

《留意事項》

- 福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、次のものが考えられます。
 - ① タクシー事業者等による福祉輸送サービスが提供されていないか、直ちに提供される可能性が低い場合
 - ② タクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合
- 必要性について協議・判断するための資料としては、次のものが考えられます。
 - ① 要介護者、身体障害者等の移動制約者の状況
 - ② タクシー、福祉タクシーの台数及び公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の予定を含む）
 - ③ 福祉タクシー券の利用状況
 - ④ NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
 - ⑤ その他、必要と認められる資料

（２）運送の区域

運送の区域は、市町村を単位とし、旅客の乗車場所又は到着場所のいずれかが運送の区域内にあることが必要です。

また、市町村の区域を超えて運送の区域を設定する場合は、移動制約者のニーズにかなっていることや運行管理が適切かつ確実に行われると認められる範囲であることが必要になります。

（３）旅客から収受する対価

旅客から収受する対価は、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていることが必要になります。（Ⅲ．対価について（２０頁参照））

（４）旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲は、次の者及びその付添人に限られています。

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等を利用することが困難な次の者であって、旅客の名簿に記載されている運送者の会員（予定者を含む）

- ① 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
- ② 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

《留意事項》

- 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則ですが、運営協議会でその必要性が認められた場合には、透析患者の透析のための輸送等について、１回の運行で複数の会員の運送（複数乗車）を行うことができます。
- この場合、旅客から収受する対価が基準を満たしていることについて、運営協議会で協議しなければなりません。
- また、輸送の安全を確保するために必要と認められるときは、添乗者を同乗させること、福祉自動車を使用する場合にはそれぞれの旅客に応じた車いす固定装置を装備させることなど、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めることができます。

- ③及び④の者を運送の対象とする場合には、運営協議会において妥当性等の確認を行う必要がありますが、その確認については、次の方法などが考えられます。
- イ．申請者に具体的な身体状況等の説明を求める。
- ロ．身体状況について、運営協議会の事務局が申請者や介護支援専門員等からあらかじめ意見を聴取した上でその内容を運営協議会に報告する。
- ハ．運営協議会の下に判定委員会を設け、判定委員会において運送の対象とすることの適否を審査する。

(5) その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、次の事項について、要件が確保されているかどうか等について、申請者から説明を求め、確認を行うこととします。

① 福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数
② 運転者の要件
③ 損害賠償措置
④ 運行管理の体制
⑤ 整備管理の体制
⑥ 事故時の連絡体制
⑦ 苦情処理体制
⑧ その他必要な事項

《留意事項》

主宰者は、申請者に対し、協議・判断に必要な資料の提出を求めることができます。

4. 構成員

運営協議会は、次の者で構成されます。

① 市町村又は都道府県（主宰者）
② タクシー事業者及びタクシー協会
③ 住民又は旅客
④ 運輸支局
⑤ タクシー運転者の労働組合
⑥ 現に福祉有償運送を行っているNPO等
⑦ 学識経験者等（主宰者の判断により参加します）

《留意事項》

- 構成員を選任又は変更する場合は、公正・中立な運営が行われるよう、構成員のバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮することとします。
- 申請者に対しては、次のいずれかの方法により、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容等について確認することとします。
 - ① 主宰者が事前に意見の聴取を行う。
 - ② 運営協議会に申請者を参加させ意見を述べさせる。
- 申請者は、自らの申請に係る運送の可否の議決に加わることはできません。

5. 合 意

(1) 合意の方法

運営協議会で協議が調った場合に、運営協議会の合意があったものとみなされます。運営協議会の協議にあたっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮して委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分に議論を尽くして行うことが必要です。

《留意事項》

議決の方法については、全会一致、多数決、出席者の2／3以上の賛成などが考えられますが、あらかじめ運営協議会の設置要綱に定めておく必要があります。

(2) 合意を必要とする事項

運営協議会における合意を必要とする事項は、次のとおりです。

① 福祉有償運送が必要であること
② 更新登録を行う場合には、引き続き、福祉有償運送が必要であること
③ 変更登録を行う場合には、その必要性があること
④ 旅客から収受する対価（変更しようとする場合も同様）

《留意事項》

協議が調った場合には、運営協議会は「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を申請者に交付します。

(3) 合意を解除する場合

合意の解除については、解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとします。この場合、運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとします。

6. 登録実施後の主宰者の役割

登録実施後の主宰者の役割は、次のとおりです。

(1) 連絡窓口の整備	福祉有償運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備すること。
(2) 苦情等の周知・指導	利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができます。
(3) 運輸支局等との連携	運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、運輸支局等に連絡を行う等、相互に緊密な連携を図り対応を協議すること。
(4) 不利益処分の周知・対応	運輸支局長等から、業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合は、構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催する等適切な対応を実施すること。

V. 報告について

1. 輸送実績の報告

運送者は、前年の4月1日から3月31日までの輸送実績等を記載した輸送実績報告書（62頁参照）を、毎年5月31日までに運輸支局等に提出しなければなりません。

【輸送実績報告書の提出】

提出時期	毎年、5月31日まで
提出部数	1部
提出先	運送の区域を管轄する運輸支局等。なお、複数の市町村を運送の区域とする場合は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局等

2. 事故の報告

（1）自動車事故報告書

運送者は、福祉有償運送自動車に次の事故があった場合は、30日以内に、自動車事故報告書（63頁参照）を運輸支局等に提出しなければなりません。

【報告を要する事故】

① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの
② 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者）を生じたもの
③ 自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
④ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
⑤ 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの
⑥ 自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

【自動車事故報告書の提出】

報告部数	3部
提出先	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等

《留意事項》

自動車損害賠償保障法施行令第5条各号の障害は、次のとおりです。

第2号

- イ．脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ．上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ．大腿又は下腿の骨折
- ニ．内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ．14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のも

第3号

- イ．脊柱の骨折
- ロ．上腕又は前腕の骨折
- ハ．内臓の破裂
- ニ．病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のも
- ホ．14日以上病院に入院することを要する傷害

第4号

- 11日以上医師の治療を要する傷害（第2号イ．からホ．まで及び第3号イ．からホ．までの傷害を除く）

（2）速 報

運送者は、（1）の報告を要する事故のうち、①に該当する事故であり、かつ、②又は③に該当する事故があったときは、次のとおり運輸支局等に速報しなければなりません。

速 報 方 法	電話、電報その他適当な方法による
速 報 時 期	事故発生から24時間以内
速 報 内 容	事故の概要
速 報 先	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等

VI. 監査、行政処分、命令について

1. 監 査

運送者に対して行われる国土交通省の監査には、次の2種類があります。

区 分	特 別 監 査	一 般 監 査
監 査 の 対 象	① 運転者が第一当事者と推定される死亡事故及び悪質違反を伴う事故など社会的に影響の大きな事故を引き起こした運送者 ② 運転者が悪質違反を犯した運送者 ③ 業務の改善について呼び出し出頭及び改善状況について報告を課されたにも関わらず、出頭を拒否した運送者、報告を行わない運送者又は報告内容が履行されず業務の改善が認められない者 ④ 上記改善報告を行ったものの、その後、1年間さらに違反を繰り返す運送者	① 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる運送者 ② 監査の結果、業務の改善状況について報告を課された運送者 ③ その他特に必要と認められる運送者
監 査 の 実 施 方 法	原則として無通告で運送者の事務所において実施	原則として運送者を運輸局等に呼び出して実施（運送者の事務所において実施される場合もあります）

《留意事項》

- 第一当事者とは、最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいいます。ただし、過失が同程度である場合には人身損害の程度が軽い者をいいます。
- 悪質違反とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）をいいます。
- 監査の結果、業務改善状況について報告を課された運送者に対する一般監査は、行政処分等を行った日から原則として3か月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて運輸局等において実施します。

2. 監査の重点事項

一般監査については、次の事項のうち、必要な項目を選択して実施します。

① 施設の遵守状況
イ. 路線又は運送の区域
ロ. 事務所
ハ. 自動車の数
ニ. 車体表示
ホ. 自動車への登録証の備え付け
② 対価の収受状況
③ 損害賠償責任保険（共済）の加入状況
④ 運行管理の実施状況
イ. 運行管理の体制整備（運行管理の責任者の選任、運行管理に係る規制の遵守）
ロ. 運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止
ハ. 安全な運転のための確認の実施・記録、記録の保存、乗務の記録・保存
ニ. 運転者の要件に係る規制の遵守
ホ. 運転者台帳の作成・保存、運転者証の携行、運転者証の表示
ヘ. 事故の記録・保存、事故の報告、事故防止対策の実施
⑤ 点検整備の実施状況
⑥ 前回実施された監査等において改善を指示された事項の改善状況

3. 行政処分

運送者が関係法令に違反した事実が確認された場合は、行政処分が行われます。
行政処分には、次の2種類があります。なお、この他、警告があります。

（1）業務の停止

業務の停止は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、違反行為に係る事務所に対して、期間を定めて行われます。

【違反事項及び処分期間】

違反事項	処分期間
① 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令を受けたにも関わらず、その命令に従わなかった場合	7日間
② 事務所への立ち入り検査の拒否等をした場合	
③ 一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を無許可で行った場合	30日間

(2) 登録の取消し

登録の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行われます。

① 業務の停止命令を受けたにも関わらず、その命令に従わなかった場合
② 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令に従わず行政処分を受けた運送者が、行政処分を受けた日から３年以内に同じ命令を受け、かつ、その命令に従わなかった場合
③ 一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を無許可で行って行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から３年以内に更に違反した場合
④ 事務所への立ち入り検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、行政処分を受けた日から３年以内に更に違反をした場合
⑤ 運送者が次のいずれかに該当しないこととなった場合
イ．ＮＰＯ法人
ロ．公益法人
ハ．農業協同組合
ニ．消費生活協同組合
ホ．医療法人
ヘ．社会福祉法人
ト．商工会議所
チ．商工会
⑥ 役員が１年以上の懲役又は禁錮刑に処せられた場合
⑦ 輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置が講じられていないと認められることとなった場合
⑧ 不正の手段により、登録（更新登録、変更登録を含む）を受けたことが判明した場合
⑨ 運営協議会による合意が解除された場合

《留意事項》

輸送の安全の確保とは、十分な輸送施設の保有、運転者の確保、運行管理の体制の整備などをいい、旅客の利便の確保とは、車体表示、車内掲示、旅客から収受する対価などについての適切な取扱いをいいます。

4. 命 令

運送者の業務について、輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認められる場合には、その是正のために必要な次の措置を講ずべきことの命令が発動されます。

(1) 是正措置

是正措置には、次の措置などがあります。

① 運行管理の方法を改善すること
② 路線又は運送の区域を変更すること
③ 対価を変更すること
④ 保険（共済）契約を締結すること

(2) 発動基準

命令の種類ごとの発動基準は、次のとおりです。

① 輸送の安全確保命令

次のいずれかに該当することとなった場合に発動されます。

イ．輸送の安全確保に関する違反を伴い、次の事故を引き起こした場合
i．死者又は重傷者を生じた事故
ii．20人以上の軽傷者を生じた事故
ロ．輸送の安全確保に関する違反を伴い、運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反（ひき逃げ）を引き起こした場合
ハ．輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
ニ．輸送の安全確保に関する行政処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に当該事項に違反した場合

② 旅客の利便確保命令

次のいずれかに該当することとなった場合に発動されます。

イ．旅客の利便確保に関する内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
ロ．旅客の利便確保に関する行政処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に当該事項に違反した場合

《留意事項》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ これらの命令の発動については、運送者を地方運輸局等呼び出し、違反の内容の是正のために必要な措置を示して行われます。○ 運送者は、命令が発動された日から3か月以内の期間内に命ぜられた措置を必ず講じ、その旨の届出を行わなければなりません。定められた期日までに届出が行われなかった場合には、命令に従わなかったものとして、行政処分の対象として取り扱われます。 |
|--|

Ⅶ. 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

自家用自動車は、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けることが必要です。

個々具体的な行為が、有償の運送として、登録や許可を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要となりますが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりです。

1. 「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、登録等は不要です。実際には次のような事例がありうるものと考えられます。

○ 運送が偶発的に行われた場合であって、運送の終了後、運送を行った者に対し意図していない金銭等の支払いが利用者から自発的に行われた場合。 (例えば、家事援助等のサービス後、たまたま用務先が同一方向にあり懇願されて同乗させたなどの場合で、利用者の自発的な気持ちから金銭の支払いが行われたとき)
○ 偶発的でない運送であっても、個々の運送自体は無償で行われており、日頃の感謝の気持ちとして任意に金銭等の支払いが行われた場合。 (例えば、過疎地等において、交通手段を持たない高齢者を週に1回程度近所の者が買い物等に乗せていくことに対して、日頃の感謝等から金銭の支払いが行われた場合)
⇒ 原則として、あらかじめ運賃表などを定めそれに基づき金銭の収受が行われる場合には、少額の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償の「対価」となり登録等が必要となります。ただし、下記3.の考え方に基づいて金額が定められている場合を除きます。
⇒ 利用者が会費を支払う場合は、会の運営全般に要する経費として収受されている限りにおいては、対価とは解されません。ただし、会費の全部又は一部によって運送サービスの提供に必要なコストが負担される等、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められ、運送に対する反対給付の関係が特定される場合は、会費と称して対価の収受が行われているものと考えられるため、有償とみなされ登録等が必要となります。
⇒ 「協賛金」、「保険料」、「カンパ」など、運送とは直接関係のない名称を付して利用者から収受する金銭であっても、それらの収受が運送行為に対する反対給付であるとの関係が認められる場合は、それらが如何なる名称を有するものであっても有償とみなされます。

2. 金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合

サービスの提供を受けた者からの支払いの手段が、例えば野菜など金銭的な価値の換算や流通が困難な物である場合、一部の地域通貨のように換金性がない場合などは、通常、支払いが任意であるか、又はそもそも財産的な価値の給付が行われていないと認められることが多い。実際には次のような事例がありうるものと考えられます。

○	日頃の移送の御礼として、自宅で取れた野菜を定期的に手渡す場合は有償とはみなしません。
⇒	ただし、流通性、換金性が高い財産的価値を有する、商品券、図書券、ビール券等の金券、貴金属類、金貨、絵画、希少価値を有する物品等にあつては、これらの収受は有償とみなされ登録等が必要となります。
○	地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合であつて、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアなサービスの提供を行う場合。
⇒	サービスの交換にとどまる場合については原則として登録等は不要ですが、点数の預託がない者に対して寄付金を求め、或いは、有料で点数チケットを購入してもらうなどの場合は、登録等が必要となるケースがあります。
⇒	実際の地域通貨の対象となるサービスの内容、流通の範囲、交換できる財・サービスの内容等に応じ、無償となる場合、有償とみなす場合が存在することになりますが、交換可能なものの範囲に広く財物が含まれる場合は、当該地域通貨が実質的に金銭の支払いと同等の効果を有し、登録等が必要となる可能性が高くなります。

3. 運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用であつて、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録等は必要ないと解されます（ただし、このようなケースに該当するのは、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかな費用であつて、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものであることが必要であり、通常は、ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金のみがこれに該当するものと考えられます。人件費、車両償却費、保険料等は、運送の有無にかかわらず発生し、又は金銭的な価値水準を特定することが困難であるため、これには該当しません。）。具体的には、次のような事例がありうるものと考えられます。

○	地域の助け合い等による移動制約者の移送等の活動に対して支払われる対価の額が、実際の運送に要したガソリン代、道路使用料、駐車場代に限定されている場合。（有料道路使用料、駐車場代にあつては、使用しない場合には徴収することができないものとして取り扱われることを要します）
---	--

4. 市町村が公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、 反対給付が特定されない場合など

○ 市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合。	
○ デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合は、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法の対象となりません。送迎加算を受けて行う場合も同様です。	
⇒	ただし、利用者個々から運賃を求める場合、送迎の利用者と利用しない者との間に施設が提供する役務又はサービスに差を設けるなど、送迎に係るコストが実質的に利用者の負担に帰すとみなされる場合には、送迎が独立した1つの事業とみなされることとなり、登録等が必要になります。
⇒	病院や養護学校、授産施設等から委託を受けて当該施設までの運送を行う場合であって、運送に伴う経費の全額を委託者又は第三者が負担して、利用者からは負担を求めないとしても、委託者との間で一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業契約による運送が行われていることとなり、当該事業許可又は登録等が必要になります。
⇒	利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送（介護保険給付が適用される場合）については、有償に該当し、登録等が必要になります。
○ 子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めない場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解されません。	
⇒	ただし、運送を行う場合と行わない場合とで対価が異なる場合や、提供するサービスの中に運送が含まれており、運送に対する反対給付が特定される場合には、有償に該当し登録等が必要になります。
○ 利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはみなされません。	
⇒	自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為が成立しないため、道路運送法の対象とはなりません。したがって、運転者に報酬が支払われたとしても、運送の対価とはみなされません。 ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲の如何によっては、自動車運転代行業、人材派遣業等とみなされる場合があります、この場合には関係法令が適用されることとなります。

福岡市におけるタクシー運賃（小型車）

【現行】 令和5年8月1日以降（料金改定後）

距離(km)	1.064まで	2	3	4	5	6	7	8	9	10
運賃	670	990	1,310	1,550	1,870	2,190	2,510	2,750	3,070	3,390

距離(km)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
運賃	3,710	3,950	4,270	4,590	4,830	5,150	5,470	5,790	6,030	6,350

距離(km)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
運賃	6,670	6,990	7,230	7,550	7,870	8,190	8,430	8,750	9,070	9,310

【旧】 令和5年7月31日まで（料金改定前）

距離(km)	0.9まで	2	3	4	5	6	7	8	9	10
運賃	570	870	1,170	1,470	1,710	2,010	2,250	2,550	2,790	3,090

距離(km)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
運賃	3,330	3,630	3,870	4,170	4,410	4,710	4,950	5,250	5,490	5,790

距離(km)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
運賃	6,030	6,330	6,630	6,870	7,170	7,410	7,710	7,950	8,250	8,490

福岡市福祉有償運送運営協議会申し合わせ事項

最終更新：平成26年4月23日

福岡市において福祉有償運送を行う登録団体（以下「登録団体」という。）は、「福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針」（以下「運営指針」という。）「福岡市福祉有償運送に係る管理体制に関する指針」に定める事項のほか、福岡市福祉有償運送運営協議会において申し合せられた以下の事項を遵守しなければならないこととする。

1. 運送主体

（1）運営指針上の、「福祉有償運送では、介護保険の乗降介助等については、原則として請求できない。」という規定につき、以下の取扱いとすること。

（平成26年2月27日）

- ① 障害者総合支援法に基づくサービスにおける乗降介助についても、本規定の対象とし、原則として公費を請求できないこと。この場合の「乗降介助」とは、介護保険の「通院等乗降介助」と同一の範囲とし、居宅内・施設内で行われる介助であっても、直接外出に関連する介護・援護行為は、本規定でいう「乗降介助」に含まれること。（輸送行為とは別個に行われる、直接外出に関連しない介護・援護行為は、本規定でいう「乗降介助」には含まれない）
- ② 運転者とは別にヘルパーが同乗する場合、ヘルパーによる介護行為は、輸送行為とは別個に行われる、一連の介護・援護行為の一部であるため、本規定による制限は受けないこと。

（2）登録団体は、特定の団体の利益のみを追求するために福祉有償運送サービスの提供を行ってはならないこと。（平成26年4月23日）

※禁止される行為の例

特定の介護事業所や障がい者福祉サービス団体のサービス利用者しか旅

客登録を受け入れない など

2. 旅客から収受する対価

- (1) 旅客から収受する対価については、運送の対価、運送の対価以外の対価を含めてタクシー料金の概ね1/2程度とすること。(平成22年7月27日)

※運送の対価以外の対価

迎車料金、待機料金、乗降介助に係る料金

- (2) 登録団体が発行するチケットにより前払いで旅客から対価を収受する場合には、以下の措置を行うこと。(平成26年4月23日)

- ① 未使用のチケットについて、返戻の申し出があった場合には、必ず速やかに払戻しを行うこと。
- ② 紛失・破損などが発生した場合に可能な限り対応できるよう、必ず発行記録の整備等を行うこと。
- ③ 払戻しを担保するため、チケットの未使用残高は、総額20万円を超えてはならないこと。

3. 輸送の安全及び利用者利便の確保のための措置

登録団体は、運転者に、福祉有償運送サービスの前後で継続して、登録団体とは別の団体に所属するヘルパー等として旅客に対しサービスを提供させてはならないこと。(平成26年4月23日)

(注) (日付)は申し合わせ日